

車いす貸出し Q&A

❓ 誰でも借りることができますか？

A ケガや病気で一時的に車いすが必要なかた、窓口へ来所が可能なかた、申請者もしくは利用者が三郷市内に在住している方。市内に活動拠点をおく非営利団体、学校が対象です。

❓ 利用料はかかりますか？

A 無料で貸し出しをしています。ただし紛失や破損の場合は負担いただくことがあります。

❓ どのくらいの期間借りられますか？

A 年度内で最大60日以内かつ必要な期間。非営利団体・学校への貸出しは最大2週間。年間4回まで。

❓ 申し込みには何が必要ですか？

A 窓口で手続きをするかたの氏名、住所などの連絡先が確認できる身分証明書をご用意ください。例) 免許証、個人番号カードなど。窓口で申請書のご記入をお願いしています。

❓ 当日借りることはできますか？

A 車いすに空きがあれば当日貸し出しも可能な場合があります。ただし貸出条件や車いすの空きがない場合、貸出ができないことがあるため、事前にお電話で確認していただくことを推奨します。

❓ 家族が借りに行くことができますか？

A ご利用になるご本人が来所できない場合もご家族が申請者として来所し申請、貸出しが可能です。

Q 車いすを届けていただくことはできますか？

A 車いすをお届けすることはできません。来所による貸出し・返却をお願いしています。

Q 車いすが故障した場合はどうすればよいですか？

A 使用を中止し速やかに社会福祉協議会へご連絡下さい。

Q 旅行や外出のためだけでも借りられますか？

A 一時的な外出や通院、旅行などでも貸出し対象です。

Q 介護保険の認定を受けていても借りられますか？

A 原則は介護保険制度の車いすレンタルを利用してください。なお要支援 1・2、要介護 1 のかたは制度に当てはまらないためご相談ください。

Q 車に積むことはできますか？

A 貸出している車いすは自走式車いすのみですので、折りたたむことが可能です。普通自動車にも積載できます。ただし自動車の大きさによっては積みにくい場合があります。貸出し時に折りたたみ方法をご説明します。

Q 障がい者手帳を持っても借りられますか？

A 障がい者手帳をお持ちの方もご利用いただけます。ただし補装具費支給制度等により車いすの給付や貸与を受けることができる場合はそちらを優先してご案内することがあります。車いすの必要性や利用状況をお聞きしたうえで貸出しの可否を判断しますのでまずはご相談ください。
